

各保育・教育施設 施設長 様

こども青少年局保育・教育人材課長

**感染症等発生時の報告について（通知）**

## 1 報告方法

乳幼児が集団で利用する施設等においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が求められていることから、各保育・教育施設にて感染症等が発生及びその疑いがある場合、「2 報告基準」に従い、『感染症等発生報告書』様式を使用し、保育・教育施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ速やかに F A X にて報告していただきますようお願いいたします。

なお、F A X を送信の際、必ず事前に電話にて「F A X を送信する」旨を連絡してください。

## 2 報告基準

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 人以上発生した場合
- (2) **同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10 人以上又は全利用者の 2 割以上発生した場合（インフルエンザ、ノロウイルス 等）**
- (3) 上記に該当しない場合があっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- (4) 「感染症法に定める感染症（一類～三類）及び麻しん・風しん」については、**1 人でも発生及びその疑いのある場合**

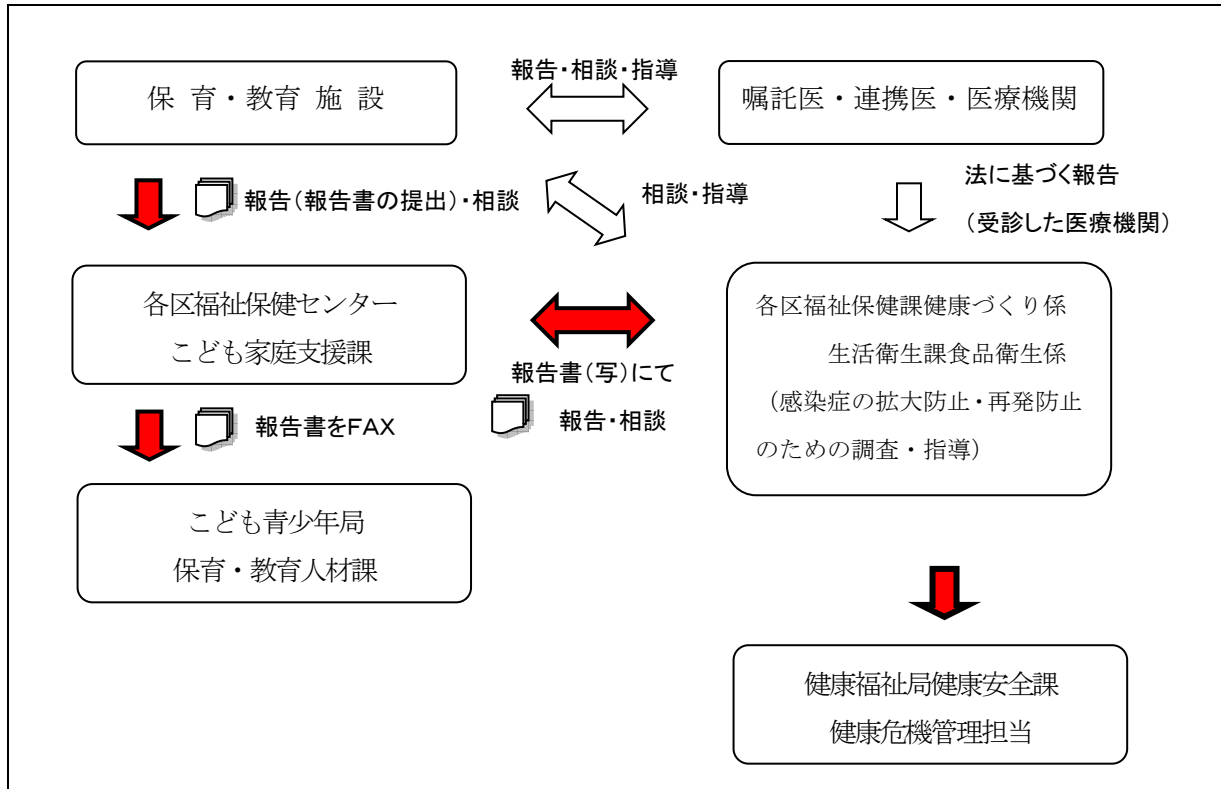
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）施行規則（H30.3.14 一部改正）

	感染症名
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属 インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。）、特定鳥インフルエンザの血清亜型：H5N1、H7N9
三類	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

### 3 その他

『感染症等発生報告書』にて報告後 1週間が経過した段階で、発生状況に改善がみられない場合、再度『感染症等発生報告書』にて各区福祉保健センター(こども家庭支援課)へ報告してください。

### 4 感染症等発生時の連携体制について (参考)



#### 【参考】

- 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17.2.22 厚労省各局課長通知)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>
- 「保育所における感染症対策ガイドライン (2018 改訂版)」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/>  
(保育・教育人材課のホームページから、ダウンロードしてください)